

# 香川県聴覚障害者福祉センター利用規程

## (目 的)

第 1 条 この規程は、香川県聴覚障害者福祉センター（以下「聴障センター」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

## (利用時間)

第 2 条 聴障センターのビデオライブラリーを利用することができる時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 聴障センターの研修室を利用することができる時間は、日曜日にあつては、午前 9 時から午後 5 時まで、日曜日以外の日にあつては、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。

## (休館日)

第 3 条 休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

2 施設長が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず臨時に休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

## (研修室等利用の申込み等)

第 4 条 研修室を利用しようとする団体は、利用申込書（様式 1）を利用日の 1 週間前までに施設長に提出しなければならない。

2 情報機器の貸出を受けようとする者は、貸出申込書（様式 2）を利用日までに施設長に提出しなければならない。

## (ビデオライブラリー及び研修室の利用（団体）者)

第 5 条 ビデオライブラリー及び研修室を利用できる（団体）者は次のとおりとする。ただし、研修室の利用にあつては団体のみとする。

(1) 県内に在住する聴覚障害者（18 歳未満の児童にあつては、保護者の承諾を必要とする。）

(2) 聴覚障害者関係（団体）者、聴覚障害者関係施設、聾学校

(3) 前号に掲げる者のほか、施設長が適当と認めた（団体）者

## (ビデオカセットの貸出等)

第 6 条 ビデオカセットの貸出を受けようとする者は、あらかじめビデオライブラリー登録申込書（様式 3）を施設長に提出して登録を受けなければならない。

2 前項のビデオライブラリー登録申込書の記載事項に変更があつた場合は、直ちに施設長に届けなければならない。

3 貸出を受けることができるビデオカセットの数は、1 人につき 1 回 3 巻以内とし、その貸出期間は（郵送に要する期間を除き）2 週間以内とする。ただし、施設長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

## (ビデオカセット及び研修室の利用料)

第 7 条 ビデオカセット及び研修室の利用料は無料とする。ただし、郵送によりビデオカセットの貸出を受けようとする者は、返送時の郵送料金を負担するものとする。

## (入館の拒否等)

第 8 条 施設長は、次に掲げる者に対して入館を拒否し、又は退場を命ずることが

できる。

- (1) 伝染性の病気にかかっている者
- (2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある物を携行する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、聴障センターの利用に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

(改正)

第 10 条 この規程の改正は、法人理事会の承認を得て改正することができる。

附 則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

この規程は、1997年11月1日に一部改正施行する。

この規程は、2000年1月17日に一部改正し2000年4月1日より施行する。

この規程は、2001年3月5日に一部改正施行する。

この規程は、2003年3月10日に一部改正し2003年4月1日より施行する。

この規程は、2004年1月16日に一部改正施行する。

この規程は、2005年3月14日に一部改正施行する。

この規程は、2012年4月15日に一部改正し2012年4月1日より施行する。